

建設業法改正に伴う入札実施要領等の改正について

令和2年10月から施行される改正建設業法により、監理技術者の専任緩和制度が創設されることを受けて、下記の要領等を改正します。

記

1. 改正を行う要領等

(1) 入札実施要領

- ・ 神戸市特定調達工事請負一般競争入札実施要領
- ・ 神戸市工事請負制限付一般競争入札実施要領
- ・ 神戸市工事請負事後審査型制限付一般競争入札実施要領
- ・ 神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領

(2) 入札説明書共通事項

- ・ 入札説明書共通事項（一般競争入札）
- ・ 入札説明書共通事項（制限付一般競争入札）
- ・ 入札説明書共通事項（事後審査型制限付一般競争入札）

(3) 入札参加申請時の提出書類

- ・ 配置予定技術者届

(4) 神戸市工事請負契約約款

(5) 契約締結時の提出書類

- ・ 現場代理人及び技術者設置通知書
- ・ 技術者経歴書

2. 適用時期

令和2年10月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約を行う案件より適用
（eひょうごの神戸市のページに掲載予定です）

<参考> 監理技術者の専任緩和について

監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者の2現場の兼任が可能となる。監理技術者を補佐する者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の資格を持つ者）のうち、次のいずれかに該当する者
 - ① 1級の第一次検定に合格した者（※） ※令和3年4月1日以降
 - ② 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の資格を持つ者）
- ・ 国土交通大臣が上記に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者